**指定障害福祉サービス事業者**

**自主点検表**

**居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、**

**重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、**

**就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、自立生活援助、**

**共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検実施年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 指定事業所番号 |  |
| 管理者  （役職・氏名） |  |
| 資料作成者  （職・氏名） |  |
| （ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ） |  |

※事業名称を〇で囲うこと

１　省略表記

|  |  |
| --- | --- |
| ・「法」 | 障害者総合支援法（平成17年法律第123号） |
| ・「施行令」 | 障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号） |
| ・「施行規則」 | 障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号） |
| ・「平18厚令171」 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号） |
| ・「平18厚令174」 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号） |
| ・「解釈通知」 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号） |
| ・「平18厚告523」 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号） |
| ・「留意事項通知」 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号） |
| ・「平18厚告527」 | 障害者総合支援法第70条第2項及び第71条第2項において準用する同法第58条第4項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第72条において準用する同法第62条第2項の規定による診療方針（平成18年9月29日厚生労働省告示第527号） |
| ・「平18厚告539」 | 厚生労働大臣が定める１単位の単価（平成18年9月29日厚生労働省告示第539号） |
| ・「平18厚告543」 | 厚生労働大臣が定める基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第543号） |
| ・「平18厚告550」 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年9月29日厚生労働省告示第550号） |
| ・「平18厚告551」 | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号） |
| ・「平18厚告556」 | 厚生労働大臣が定める者（平成18年9月29日厚生労働省告示第556号） |

２　自主点検表の作成について

　(1) 毎年、定期的に、実施している事業毎に点検してください。

　(2) この自主点検表は、実施している事業毎に作成してください。

　(3) 表紙は、事業名を○で囲むとともに、必要事項を記載してください。

　(4) 自主点検表の各項目を点検し、「結果」欄の「適・否」のいずれかに☑をするとともに、必要事項を記入してください。

(5) 実施していない事業や算定していない加算等に関する項目は、「該当なし」に☑をするか、その項目を斜線で消してください。